

理事会運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という。）の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第2条 理事会は会長が招集する。ただし、一般社団・財団法人法及び本会の定款に別段の定めがある場合はその定めるところにより、また会長が欠けたときは各理事がこれを招集することができる。

2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第3条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項(議題)を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第4条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から理事会において議長を選出する。また、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第5条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第6条 理事会に付議された事項は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(報告の省略)

第7条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第1項の規定による報告には適用しない。

第8条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第9条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告又は説明)

第10条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は議題又は当該議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 一般社団・財団法人法第93条第2項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない。また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(採決)

第11条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわ

らず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

- 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 5 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別紙に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。また出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第13条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(決議事項)

第14条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ 本会の業務執行の決定
- ロ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ハ 重要な財産の処分及び譲受
- ニ 多額の借入
- ホ 重要な使用人の選任及び解任
- ヘ 重要な組織の設置、変更及び廃止
- ト 内部管理体制の整備
- チ 第15条に規定する理事の取引の承認
- リ 事業計画書及び収支予算書の承認
- ヌ 事業報告及び計算書類等の承認
- ル その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - ① 入会及び退会規程
 - ② 会費規程
 - ③ 役員報酬等及び費用に関する規程

- ④ 職務権限規程
 - ⑤ 財産管理運用規程
 - ⑥ 経理規程
 - ⑦ 特定費用準備資金取扱規程
 - ⑧ 委員会運営規程
 - ⑨ 支部運営規程
 - ⑩ 部会運営規程
 - ⑪ 情報公開規程
 - ⑫ 個人情報保護規程
 - ⑬ 事務局組織運営規程
 - ⑭ その他必要な事項に係る規程
- ロ 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - ハ 定款第27条の責任の免除
 - ニ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - ロ 重要な事業その他にかかる争訟の処理
 - ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第15条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会の取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をしようとする理事は、理事会の承認を得るために以下の事項を明示しなければならない。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。
(責任の免除)

第16条 理事会は、定款第27条第1項に基づき、役員的一般社団・財団法人法第

111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事(監事が 2 人以上ある場合にあっては、各監事)の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、会長は、遅滞なく一般社団・財団法人法第 113 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 ヶ月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。
- 4 前項の責任を負う役員等を除く総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員が 1 ヶ月以内に異議を述べたときは、理事会は第 1 項の規定に基づく免除をすることができない。

(報告事項)

- 第 17 条 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
 - 3 理事が第 15 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

- 第 18 条 理事会の事務局には、総務部がこれに当たる。

第 6 章 雑 則

(改 廃)

- 第 19 条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 11 月 15 日総会決議)

別 紙

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 会長（招集権者）以外の理事が会長（招集権者）に請求して招集されたもの
 - ロ 会長（招集権者）以外の理事が招集したもの
 - ハ 監事が会長（招集権者）に請求して招集されたもの
 - ニ 監事が招集したもの
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 競業及び利益相反取引後における、取引をした理事による重要な事実の説明
 - ロ 監事による理事の不正行為、法令又は定款違反行為についての報告
 - ハ 監事による理事会での発言
- 6 定款第35条により議事録署名人とされた会長以外の理事で、理事会に出席したものの氏名
- 7 議長の氏名

II 理事会の決議の省略があった場合 次に掲げる事項

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 理事会への報告の省略があった場合 次に掲げる事項

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名